

型式認証を受けない重量車に対する排出ガス基準等の適用開始について（案）

1. 概要

自動車使用者が新たに運行の用に供しようとする時に満たすべき排出ガス基準は、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）に規定されているところですが、型式認証を受けない重量車（型式指定自動車^{※1}、新型届出自動車^{※2}又はPHP自動車^{※3}以外の自動車であって、車両総重量3.5トン^{※4}を超える自動車（乗車定員10人以下の専ら乗用の用に供する自動車を除く。）をいう。以下「非認証重量車」という。）の多くを占める並行輸入車については、これまで欧米の排出ガス規制が我が国の規制とほぼ同等以上の厳しさであることや排出ガス試験の実施が技術的に困難であることなどから、その適用を猶予してきたところだ。

しかしながら、排出ガスに係る規制の強化状況や排出ガス試験の実施に係る環境整備の状況を踏まえると、今年10月から非認証重量車にも排出ガス基準（新短期規制^{※5}や新長期規制^{※6}）を適用することが適当であることから、これに必要な規定の改正を行うこととします。

また、これに併せ、非認証重量車に対して車載式故障診断装置の装備を義務付けることとします。

2. 具体的内容

(1) 適用対象

適用開始日以降に製作された非認証重量車に適用します。

ただし、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第2条（長さ、巾、高さ）、第4条（車両総重量）及び第4条の2（軸重及び輪荷重）の規定を超えるもの及び駆動軸数が三軸以上のもの（自動車の製作を業とする者並びに外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者又はその者から当該自動車を購入する契約を締結している者であって当該自動車を輸入することを業とする者が申請するものを除く。）については従前のおりとしします。

(2) 改正規定

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の規定に基づく国土交通大臣が定める自動車等について（依命通達）（平成15年10月1日国自技第151号国自環第134号）等

3. スケジュール

改正：平成18年4月

適用開始：平成18年10月頃

※1 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第75条第1項の規定により型式について指定を受けた自動車

※2 自動車型式認証実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日自審第1254号）別添2の新型自動車等取扱要領に基づく新型届け出による取扱いを受けた自動車

※3 輸入自動車特別取扱制度について（依命通達）（平成10年11月12日自審第1255号）に基づく取扱いを受けた自動車

※4 軽油を燃料とする自動車にあつては平成19年8月31日までの間は、「車両総重量2.5トン」と読み替えて適用します。

※5 「新短期規制」とは、適用関係告示第28条第75項又は第77項に定める排出ガス規制であつて、平成19年8月31日までに製作された自動車に適用される。

※6 「新長期規制」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第119条第1項第1号、第3号又は第5号に定める排出ガス規制であつて、平成19年9月1日以降に製作された自動車に適用される。